

第8回神戸市会活性化に向けた改革検討会

日時 平成23年11月21日（月） 14時1分～17時48分
場所 27階第2委員会室
参加者 安井俊彦 議長（座長），池田りんたろう 副議長
（民主党）前島浩一 団長，崎元祐治 幹事長
（自由民主党）安達和彦 団長，守屋隆司 幹事長
（公明党）吉田謙治 団長，大澤和士 幹事長
（日本共産党）松本のり子 団長，金沢はるみ 幹事長
（みんなの党）高山晃一 代表兼幹事長，かわなみ忠一 副幹事長
（自民党神戸）大野 一 団長，梅田幸広 幹事長
（新社会党）あわはら富夫 幹事長
（住民投票☆市民力）林 英夫 幹事長
（たちあがれ日本）北山順一

議題 (1) 議会及び議員活動のあり方等について
①議会基本条例の制定
②地方議員の身分について（制度上の位置づけの明確化）
③議員定数
(2) その他

議事録（要旨）

1. セルポートからの写真撮影の申し出を許可するとともに，事務局が記録用に写真撮影を行う旨を報告した。
2. 次回の検討会を12月22日（木曜）午後2時より，27階第2委員会室で開催する旨を報告した。
3. 議会及び議員活動のあり方等について，各検討項目の協議を行い，以下のとおり確認をした。
①議会基本条例の制定について，議会基本条例はつくるが，その内容については今後検討していくこととした。
②地方議員の身分について（制度上の位置づけの明確化），「議員の責務，業務」については，まとめの中で公選職を規定していくこととし，その方法については正・副座長で提案することとなった。
「公選職としての身分保障と健全性確保（議員報酬，費用弁償のあり方）」については，後日，再協議することとなった。
③議員定数について，最終的な結論は次の選挙までに出すこととなったが，それまでの間も継続して議論することとなった。

なお，その際，次のような発言があった。

①議会基本条例の制定について

（安井座長）議会基本条例の制定については，制定することに賛成の意見が多くを占めているが，内容についてはさまざまである。各会派からの意見をいただきたい。

（崎元議員）議会基本条例については，神戸市会活性化に向けた改革検討会の議論の集大成として制定すべきではないかと考える。市民と議会との関係，意思決定機関としての役割などを明記した形で神戸市会としても制定すべきである。

（守屋議員）議会改革の取り組みを市民に理解していただくということでは，基本条例の制定は評

働される点かもしれないが、川崎市を視察した中で——三重県は少し違ったが——条例をつかって、何か変わったのかという、つくることが目的であったようなニュアンスもあったので、どうしてもつくらなければいけないという必然性を感じないという意見が会派の中で多数を占めた。仮に議会基本条例を制定するとしても、理念的なものにとどめるべきではないか。余り細部までここで規定するのはおかしいのではないかと思う。1つの例として、きょう、議運で市会運営改善事項の達成状況をいただいたが、議運等で積み上げて審議しながら1つ1つ項目を達成していくのが合理的だと思うので、特に基本条例については余り細かいところまで踏み込むのはかえって制約を与える。また、それを改定するのも大変手間がかかるので、仮につくるとしても概念的な項目にとどめていただきたいと思う。

（吉田謙治議員）地方自治法には、議会活動の実態からすると、明確に規定されていないことがたくさんある。別紙1の1から6まで思いつくものを掲げているが、例えば2の（2）条例制定権、（3）予算修正権というのは、地方自治法上は一定規定されているが、予算修正については増額修正できると書いてあるだけで、なぜか減額については明文の規定がない。一方で市長の予算提出権を侵さない限りと書いてあり、市長が侵していると言ったときにどう処理をしていくのか、これは名古屋市でも議論になったが、何でも知事の裁定を仰ぐとか裁判所の判断を仰ぐということは——少なくとも名古屋のケースは適当でなかったのではないかと思うが——こういう場合はこうだという規定がない。こういう地方自治法の不文明な部分の問題については、条例で規定することは非常に意義のあることだと思う。加えて、議員の身分や役割・責務は何なのかということは、地方自治法に具体的に書いていない。地方議員は、非常勤特別職公務員という立場にあるが、我々の活動や責務の内容を規定していけば公選職という話にもつながっていき、公選職を主張する以上は我々の役割や責務は、明文で規定していけないといけない。議会の活動も、例えば地方自治法に会派という言葉が出てくるが、会派がそもそも何なのかという定義がない。昨今は条例でそれぞれ決めたらいいと地方議会改革の論議の中で言われているので、そういう観点からも議会基本条例を制定をして、地方自治法に規定のない部分、解釈上疑義がある部分を規定することが議会基本条例を制定する趣旨・目的であるだろうし、せっかくいろいろ議論しているので、全体でまとめればそれを条例としてつくっていくことが必要ではないかと考える。

（松本のり子議員）議会基本条例を制定することについて異議はない。一定の議論を経た上で、これについて検討したらどうか。制定するとすれば、私たち議員や議会の役割は、当局に対するチェック機能をどう果たしていくのか、あるいは市民に開かれた議会をどう目指していくのか、こういった条例の目的を明確にしていくべきではないかと考える。

（高山議員）議会基本条例の制定は、基本的に賛成・必要だと考えている。ただし、つくっただけで何も変わらないということでは意味がないので、PDCAサイクルを常に回して検証を行い、さらに品質を高めていくことが必要な取り組みだと考える。

（梅田議員）議会基本条例は、市民にとって議会活動等がわかりやすくなるという意義があり、今後の議会運営の指針にもなると考え、これまでの議会改革の検討結果をまとめる上でも制定の意味はある。規定項目については、改革の実践が伴うものでなければならず、また会議規則など他の例規との関係があるため慎重に検討すべきである。

（あわはら議員）市会活性化に向けた議論を1つのものとして整理するというところで、条例制定は必要であると思う。大事なのは地方議会の場合、特に神戸など大きな規模の、例えば県や政令都市という場合には、どうしても党派系列化していることがあって、やはり議会内閣制と二元代表制と

いうものが議員の意識の中にも混在している部分があると思う。これは二元代表制という立場で議員個人を超えて議会として首長とどう対峙していくのかといった場合に、どういうものが必要なのかということ、ある意味で議会活性化の問題であったり、一問一答方式の問題であったり、ある程度議論して整理をしてきたと思う。それを議員の1つの役割として条例で明確化していくことが必要なのではないか。それと、地方自治法上やはり不明確な部分はあるわけで、その部分の整理にも条例化はプラスになっていくのではないかな。ある意味では、議員活動の指針たる条例化という視点で条例制定をしていく必要があるのではないかなと思う。

(林議員) 地方自治は、憲法あるいは地方自治法に基づいてとり行われていき、その中で特に住民自治であったり団体自治ということがいかにそれぞれの自治体で担保されていくのかが一番の課題であると考えている。これは参画と協働の条例のときにも少し言ったことがあるが、やはり住民が主人公で住民に負託されて行政あるいは議会がその権能を発揮していくという点では、大きくまとまった形の自治基本条例が必要だろうと。その中で住民の位置づけとか行政・議会の位置づけが必要である。本市の場合は、既に協働と参画の3条例で市民が中心になって行政と協力しながらまちづくりをしていくという条例がある。一方で、議会をどうしていくのかという基本的な話し合いを続けながら、それを積み上げた形での議会基本条例の制定には全く異論はない。他の先行市の例を見ると、やはり形骸化している部分があり、これは議会と事務局だけで自己規律条例的なものをつくっただけではないかと、本当に住民との関係において議会がどうあるべきかが担保されているのかということもあるし、最近メディアも議会基本条例を余り取り上げなくなっている流れからいうと、やはり実のある条例にしていく必要があると考える。条例策定の過程については、学識経験者を含めた形の中で条例のたたき台をつくり、そういう中で公聴会を開いたりパブリックコメントを求めするなど、住民の参加を得ながら成文化していく作業が大切なので、そんなに拙速にする必要は全くないと思う。

(北山議員) 議会基本条例は、議会のあり方、考え方を明文化することによって、市民に議会はこういう活動をしているということを知ってもらうことに意義があり、条例をつくることに意義があるのではない。北海道栗山町の条例制定に端を発して、今、各都市が議会条例に取り組んでいるが、本当は条例の制定にそれほど必要性があるのかと疑問を持っている。議会改革の実が上がれば、あえて条例化の必要はないと考えているが、少なくとも地方自治法上、策定義務のある会議規則で定めるべき事項を議会基本条例で定めるような愚があってはならないと思う。

(守屋議員) 自民党は議会基本条例をつくることに反対しているわけではないが、それをつくることによって活性化する問題ではないと思う。今までの改革検討会の議論を基本条例に全部入れ込むというのは別の話である。先に改革検討会の項目について、合意を導き出した後に、議会基本条例について別途考えていかないと、今まで議論したものをそのまま条例に入れるという話をしてきたのではないと思う。

(安井座長) 今まで議運で検討いただき、多くの改革案をつくり出していただいていることと、活性化検討会とのすり合わせという問題もあると思うが、改革検討会では神戸市会の憲法というか、守るべき精神・方向づけという大きな形での指針が要るのではないかなと考えているので、そういう立場でとらえていけばいいのではないかなと思う。

(守屋議員) 今まで議論を重ね、全会一致の項目以外はすべて12月22日に送られることから、正・副座長に提案いただく内容は相当ボリュームが大きくて、どうまとめるのか、少し心配な点もある。その後に基本条例がもう1度議論として出てくると思うが、それは意見として申し上げておく。

(吉田謙治議員) そもそもこの検討作業をすることの思いは、1つは議会に対する市民からの批判にこたえるためだけに議会改革というかこの条例を検討しようということではなくて、二元代表制の中で首長と議会とのバランスというか——やはり首長の方が優位に立っており、議会は首長が出すことの是非を監督しチェックをするという状態から、市民の代表として市民の期待にこたえられるように首長と拮抗していくためには、その根拠となるべき地方自治法の規定が不十分であったり、不分明であったり、特に議員の身分や報酬の問題になると、結局、市会議員の仕事がいつもはっきりしないので報酬なのか歳費なのか費用弁償はどうかと、そういうことが不明確なまま来てしまったことが一番問題だろうと思う。公選職の話は地方自治法で議論していただかないといけないのだが、立法機関としてつくる議会基本条例は、議会の基本法的なものであるから、首長との関係をきちんとしようとするれば、条例は必要ではないか。中身はこれからコンセンサスが得られる部分を条例にできればいいと考えている。

(安井座長) この件について、議会基本条例はつくっていくが、その内容については、今後検討していくということでまとめたいがよいか。

(「異議なし」の声あり)

②地方議員の身分について(制度上の位置づけの明確化)

(安井座長) まず地方議員の身分、制度上の位置づけの明確化について意見をいただきたい。

(崎元議員) 市会議員の身分は、やはり公選職という形で身分保障をしていかなければいけないのではないか。これは全国自治体議員の総意——私たち神戸市会だけではなく、政令市、ほかの自治体の議員と力を合わせて、まずは法改正が必要になってくる。そのためには地方分権改革、地域主権も視野に入れながら粘り強く取り組んでいかなければいけないと思っている。公選職として議員の身分を保障できるような運動を今後はしていかなければいけないと考えている。

(守屋議員) 地方議員の身分について、政令指定都市の自民党議員でも会をつくっており、長年この問題について取り組んでいるが、なかなか中央が動かないという部分がある。地方自治法の制約があるので、その壁を神戸市だけではなく、もちろん自民党とかそういう範囲だけではなくて、それに風穴をあけて地方分権を勝ち取り、議員の身分についても定義をしていくプロセスがないと地方議員の身分を法律で、また条例で定めることは難しいと思うので、その努力は今後ともしていくべきである。

(吉田謙治議員) 国民には等しく選挙権と被選挙権があるが、これは選挙のときだけ被選挙権があって議員に立候補できるということではなくて、その後も議員としてその職責を全うすることができるように制度上保障されていないと、事実上、国民が相等しく参政権を持っているということにはならないと思う。そういうことを前提に考えたときに、議員が職責を全うするためには、不安定な身分では議員をできる人が限られてしまう。現在の非常勤特別職公務員では、報酬やいろんな活動にかかわる費用の問題、職責に応じての役割や仕事の内容に応じた身分は不安定であるため、地方分権が声高に叫ばれている中で、市民の暮らしや利益を守っていく職責を担う議員の立場としてはそういう方向に法改正も行っていただきたいと考えている。

(金沢議員) 責務や身分は地方自治法を改正して明記することが必要だと思う。議員の責務・役割は、市政に対するチェック機能、市民の生活が少しでもよくなるような改善策を提起することなどであるので、当然議員としての身分は公選職という形で法改正も含めて明確に位置づけされる必要があると思う。

(高山議員) 議員の責務・業務に関しては、さまざま課題はあると思うが、一地方自治体では難し

いと感じる。例えば自治体の枠組みを変えるべきではないかという議論が起こっているのも1つであり、今は間接的に代表者を選んで行政をチェックする形態をとっているが、これも今はICTが発達して、納税者の意見が抽出できる時代になってきつつあると思う。代表者を選んでその人に託すのではなく、それぞれの有権者が直接意思表示をすることもできる時代になってしまっている。そういうことも踏まえると、代表者を選んでということ自体が時代に合っているのかどうか、そういうところから考えないといけない課題だと思っており、これを神戸市会でとなるとかなり難しいというのが正直な思いである。

（梅田議員）現在の地方議員の身分は、公選職としての身分保障が十分になされてなく、要するに法律で非常勤の特別職公務員という位置づけだけが解釈されているにすぎないので、神戸市だけではなく、政令指定都市も含めて地方自治法の下に一本化されるよう、国に対して申し入れていくべきだと思う。

（あわはら議員）議員の身分を語るときに、今は地方分権の時代になってきていることを把握しておく必要があると思う。そうすると、今まで以上に議会が持つ利害調整機能や政策形成機能、チェック機能と言われる監視機能を市民とともに市民に見える形で十分に発揮する必要がある。とりわけ政令市では、市民の意思を把握するということになる活動が非常に広域に渡り、私たちの仕事は常勤専門化している。多分これからはもっとそういう機能を強化しないといけないと思う。そうすると、地方自治法の非常勤特別職公務員は実態に合っていないと、一般的に通用している公選職に地方自治法上も明確化させる必要があると思う。それにはやはり全国の自治体とも連携とっていく必要がある。それとともに、私たちとしては、そういう公選職にあるという思いを確認しておく必要があると思う。

（林議員）地方議員は中央集権化で下に見られてきたのではないか。あるいは国会議員の選挙応援団のような位置づけで地方自治を見てきたという部分があると思う。以前、地方制度調査会で公選職のあり方が検討されたが、政治活動と公務の線引きでもめている。それは国会議員の発想である。そうではなくて、地方自治に携わっているのであるから、やはり公務が1番で政治性というのは非常に少ないと思う。そういうところが全然加味されずに議論されているので公選職という位置づけが全く進まない。これは地方自治総合研究所がまとめているのだが、地方議員の活動を公務と公的支援というベクトルで選んでいるんな仕事をグラフに張りつけている。例えば冠婚葬祭への出席は全く公的支援性もなく、議員のすべき仕事ではないと、あるいは議員を通じて自治体に働きかけを頼むのも極めて公的支援性の薄い仕事だと、きちんとしたルートで行政に働きかけることが公務性が強く公的支援性が強いと。あくまで公務と公的支援というモデルで分析し、これまで我々がしてきた仕事を仕分けして、その中から地方議員としての位置づけができてくると思う。極めて地方自治あるいは公務という面が強い仕事であるという点で公選職という位置づけが必要だと思う。そう考えると、おのずと報酬であったり——これは歳費という考え方もあるが——定数はどうあるべきかということもできてくるのではないか。ただ、これは第三者機関で客観的に精査していただく必要があると考えている。

（北山議員）議会が議事すべてを統括した機関であって、議案等の審議・審査を行うというところにおいて、この高い倫理性と誠実かつ公正に職務を遂行するという立場で今日まで務めてきたという自負を持って頑張っているのが、公選職という言葉に変えることについては異論はない。私自身今日まで公選職であるという意識のもとに仕事をさせてもらっている。

（崎元議員）市会議員の業務・責務は、公のために働く、これは当たり前前の責務であり、市民の代

弁者として議員活動をしていかなければいけない。その業務だが、議会活動と政治活動はやはり区別して議員の業務を明らかにすべきではないか。何が公務で何が公務でないか、先ほど林議員からもあったように、慶弔の関係、自治会活動への参加、後援会旅行、政治活動の駅前での演説など、そういう公務でない部分の方がたくさんあると思う。そういう公務でない部分を業務という形で議員の位置づけにしていけばどうかという逆の発想だが、これが公務と明記するよりも、これは公務でないと表現した方がわかりやすいのではないかと考えている。非常勤特別職公務員から公選職としての身分保障をしていく考え方には同調する。

(安井座長) 神戸市会は、平成19年10月26日、前島議長のとくに、地方議会制度の充実・強化を求める意見書を全会一致で可決し、神戸市会の意思を明確にしている。その中で議員の法的位置づけを公選職として明確に規定し、その位置づけにふさわしい諸制度の改正を早急に図るよう強く要望する意見書を国に提出している。つまり、このことでは意見は一致している。そこで、私たちのまとめの中で神戸市会議員は公選職だということを宣言するというか、そういう意識で活動をしていくということをうたっていくのも1つの方法かと思う。公選職という意識であるということでは一致していると思うので、それを世間に対してどう訴えるか、先ほど名称ということがあったが、公選職という以外で神戸市独自の名前を使うということもあるかと思うが、法に触れない形での工夫をしながら、市民に対して意識づけをすることができたらと、私の試案の中へ入れていきたいと思うが、意見をいただけたら。

(あわはら議員) 議会改革全体のところと関係する一番大事な部分だと思う。議員歳費・定数の問題もここが基本だと思う。議員というのは、どういう役割を担わなければならないのかと。ここまでやるという上限よりも、最低ここまではやらないといけないという部分があると思う。今の地方分権という時代の中では、ある意味、常勤で仕事をせざるを得ない状況にあるということを市民にもわかってもらう必要がある。そういう意味では公選職というのは、一番正しい言い方ではないかと思うので、単に法律を変えるということではなくて、我々自身がそういう構えで議会活動をするということを宣言する——議会基本条例をつくるとすれば、やはり規定に置くべきではないかと思う。

(林議員) これは行政が抱えている問題でもあり、住民側は余り気づいてないと思うが、大都市の住民というのはどうなのかと。国家との関係において、地方主権とか地域分権とか言われてきたが、市民が国・県・市に支払った税金の3割ぐらいしか市は使えない。そこで行政も非常に苦しんでいるし、議会も変な誤解を受けて大阪や名古屋のような形で政令市が攻撃されてしまうという状況があると思う。

(金沢議員) 皆さんが言われたこととほとんど同意見である。

(大野議員) 私も同じである。

(かわなみ議員) 今のままだと身分保障はされていないのか。公選職と名前を変えることによって何かが変わるものなのか。

(安井座長) 我々が今、法的に与えられている身分が実態とそぐわないわけである。今は、ある意味では日雇いというとらえ方で、それに対して国会議員は、まさに朝から晩までという感じになっている。私たちも土曜・日曜なしに電話をいただいたり、あるいは行政のチェックや視察をしたりしている。そういう実態から見れば、法的に与えられているこの言葉の意味とは違うので、その辺をきちんと明確にしておいた方がいいということである。

(かわなみ議員) その点に関して異論はない。

(あわはら議員) 歳費のところで議論しようと思ったのだが、非常勤特別職では、日割りで報酬を計算しようとなってくるわけである。国会議員にはそんな議論は存在しないわけで、地方議員の場合には常に報酬・歳費という議論が出てくるのは、ここに原因があると思う。実質政令都市は、ほかの仕事しながら議員活動ができないところに来ていると思う。そうなった場合に、報酬のために身分を決めるという意味ではなくて、身分の方をもう少しきちんとすれば、すべての面がある程度整理されて、市民に対する説明責任も果たしていけると思う。今そこが不明確だから、市民に対する説明責任が果たしにくくなっている。会津若松市が報酬を整理するために議員が何時間、どんな仕事をしているのかを全部統計に出して、そこから報酬計算をしているのは、そういうことだと思う。その辺の考え方を整理すれば、全国的にも統一する基準みたいなものが見えてくると思う。そのためにも、公選職と明確にしておく必要があると思う。

(林議員) はっきりさせなければいけないのは、市民の負託にいかにかたえられるかである。そのためにいろいろ仕事をするに当たって、政令市の仕事は極めて膨大である。しかも大都市がこれまでの歴史の中でどれだけ搾取されてきたのかをはっきりさせておかないと、本当に市民はかわいそうである。国と地方のあり方の中に置かれて、これだけの交付税しかもらえなかったという状況が明らかにされていないのが根底にあると思う。そこで一行政、一議会がどうするという話ではないと思う。政令市は、矢田市長が会長であるし、議会もやはり先頭に立って大都市を変えていこうという動きの中で、総合的に変えていかないと、本当に市民の負託は受けられないと思う。

(吉田謙治議員) 議員は非常勤であり、退職金はなく、また議員共済年金もなくなってしまい、身分がどうも不安定——不安定というだけではなくて、現に身分上の問題がネックになって議員にならないというケースもある。現役で働いて得られる報酬・年金・退職金が、明らかに議員になると減るわけでそれでやるのをやめよう。来年度には、権限移譲で県から仕事がおりてきて、ますます我々の仕事がふえていく。我々議員の活動は、土曜・日曜、夜中・昼間関係なく市民の意見や話を聞かなければいけないが、これが非常勤だと決められ身分が不安定だと現実に問題なのでそこは変えていく必要があると思う。

(安井座長) 公選職への位置づけについては、異論がないことから、そういう形でうたっていくことでまとめたと思う。その方法については正・副座長で提案させていただき、また議論をしたいと思うがどうか。

(「異議なし」の声あり)

(安井座長) 議員報酬について、報酬でなく歳費とすべきという意見や報酬額を現状どおりとする意見、第三者委員会にという意見などいろいろあるが、この件について意見を伺いたい。

(崎元議員) 報酬額については、私たちの会派でも議論が二分したが、結論的には他の政令指定都市の実情を比較するなどしっかりと研究すべきではないかということである。議員の身分保障が実現できたときに適切な報酬が生まれてくるのではないかと思う。

(守屋議員) 公選職としての身分保障が大事で、それを前提として、地震後の厳しい市の財政状況や経済の厳しい状況等を含めて報酬の改定が行われておらず、そういう点で各議員ともしっかりとその責務を果たしている。また、適時適切に給与のカット等も行っており、やはり給与の問題については第三者機関に任せるのではなく、議会としてそういうことを決めていくやり方で全く問題ないと思う。費用弁償については、既に大幅なカットを含めた見直しが行われているので、現状を適切に運用していくことが重要であると思う。また、議員には退職金はなく、年金制度も廃止になり、これから議員になる人が 50 歳、60 歳まで仮に議員をして、そのあとどうするのかと。そういう点

で拙速に自分たちの時代だけのことを考えてしてしまうと将来に禍根を残すと思う。

(吉田謙治議員) だれもが議員として活動ができると考えたときに、何かをやめて議員の仕事に専念せざるを得ない状況に政令市の議員はなっているので、そういうことをきちんと保障できるようなものを決めないといけない。それは報酬だけではなくて、活動に伴う費用等も含めて考えるべきである。公選職という形で保障されるのであれば費用弁償は実費弁償でいいと思う。それは、行政の職員は常勤職の公務員だが、当然ながら交通費はそういう形で支弁されているわけで、我々も名称は違うがそれに準じて考えれば実費弁償でいいのではないかと思う。報酬額については、当然ながら仕事の内容によって決まるもので、それ以上でも以下でもいけないと思う。仕事の内容以下となると、身分保障上の問題が出てくるし、結果として、特定の人しか議員の仕事が続けることができないうことになれば問題である。一方で、市民に理解をいただけるかどうかが大変なので、我々の仕事を理解いただいた上で、報酬なり調査活動の費用等も含めて市民の意見もいただく中で決めていくべきものではないか。

(金沢議員) 報酬については、私たちの議員活動が保障されて一定レベルの生活が保障されるということだと思う。市の幹部職員の給与等、いろんなものとの比較も必要だと思うが、市民も含めた第三者委員会での議論も必要ではないか。そこで全部決めてしまうということではないが。同時に、今、政令市でも削減をしているところが多くなっており、神戸市の議員報酬は高い方に入っていると思うので、当面3割程度の削減が必要ではないかと思う。費用弁償については、報酬の中に含まれているという立場なので、廃止をすべきだと思う。

(かわなみ議員) 議員は4年に1回選挙があり、それで信を受けるわけで、逆に身分保障がないから議員をやりたくないという人は議員をする必要はないと考える。私たちが今置かれている日本・神戸の状況を考えれば、まず議員が率先垂範して議員報酬をカットしていくべきではないかと思う。みんなの党は、議員報酬の月額3割、ボーナス5割カット、費用弁償廃止を言っているが、まずは議員全体として2割の削減を提案したい。

(高山議員) これまで神戸市会の議員報酬がどう改定されてきたのかというと、昭和62年までは77万円、63年に82万円、平成4年に93万円になり、その後は同じで、その間減額をしたが、基本93万円である。この77万円が82万円、82万円が93万円になるときに、神戸市特別職議員報酬等審議会——これは条例に基づいて市長の諮問に応じて設ける審議会で、増額がこれまでされてきている。この内容を見ると、経済が順調に成長しているとか、公務員の給料も上がっているとか、他の大都市の状況を勘案してとか、そういう理由で増額が過去されている。今20年近く全然手がつけられていないのは、市長もふえるときは設けやすいが、今は下がる可能性が高いからこの審議会が設けられなかったんだと思う。私たちが一生懸命議員活動をしているが、やはりこの20年間、失われた20年というように日本社会が全然成長していない。神戸市の市税収入が順調に伸びているときに報酬を増額している。93万円になって以降、市税収入は平成5年をピークに全然伸びていない。このままでいいのかも含めて——党からおりてきたことなので、具体的に3割とか5割とか挙げているが、やはりこのまま放置はできないと思うので、自分たちで検討する場を設けるなりして手をつけないといけない状況にあると考えている。

(梅田議員) 議員の報酬について、具体的に政治活動とか議員活動の実態に即した見直しは必要であると思うが、議会費全体としてどう考えるかというのはもっと大事ではないか。費用弁償については、つい先日、大幅なカットをしているので、現行のままでよい。

(あわはら議員) 公選職という位置づけが大前提に必要だと考えているが、そうなったときに議員

の活動の範囲とか仕事の内容をきちんと説明できる整理をまずしないといけないのではないか。なぜかと言うと、市民に議員の活動や仕事が100%見えていない部分が非常に多い、それを見てもらうための努力をどうつくっていくのが今回の議論でもあるし、我々の議員活動の中身にもなってくると思う。そういうものを整理し明らかにして、その中でそうであるなら幾らぐらいの報酬なのか1つの線引きをすべきではないかと思う。会津若松市は、時間単位で出して——議員がまずそれをやって、それを公聴会なり市民からいろんな意見をもらいながら、逆にその議論を通すことによって議員活動の中身を知ってもらうというのを2年間ぐらいかけて蓄積をして1つの方向を出している。そういう過程が非常に重要なのではないか。そこで検証されていたのは、他自治体の動向や議員活動の時間割、市長の報酬との見合いの問題とか、それは自治体の大きさの問題にも絡んでくると思うが、そういうところをかなり克明に出して議論をしている。その議論の過程を市民に公開して市民の理解を得ることが必要だと思う。その結果、2割削減になっても、3割削減になっても、逆にもっとふやせという議論が起こってもいいと思うが、そういう議論過程が今回の議会改革につながっていくのではないか。その過程を市民とともに共有することがこの歳費を決めていく上でも必要なのではないかと思う。費用弁償については、廃止もしくは最低でも実費支給にすべきと考える。

(林議員) 私は議員になって8年になるが、減収になった。若い人がなった場合は、そんなに影響はないかもしれないが、家庭を持ってから議員になろうとすると、かなり負担が大きくなる。その一方で、世論的に議員報酬は高いのではないかということがあるが、政令市において、特に名古屋や大阪を見ると、選挙戦術に使われている面が大きいのではないかと考えている。それは、大都市において市民の福祉や教育などの水準が上昇していない、市税が伸びていないだけでなく、地方への分配の仕方が非常にまずい。これまでの交付税は、より税収の少ないところには多くお金が入り、税収が多いところには少なくしか入らない。そういう状況を変えなければ、絶対に市民の福祉は向上しない。ただ単に市税はふえていないから我々も我慢しようではなくて、そういう意味では国税もふえていないが、その中で地方への分配は本当にこれまでのやり方で正しかったのかと。特に大都市の影の部分が大きく出てきていると思う。失業率もそうだし、生活保護率もそうだし、そういったところを全部地方の責任と言われていたような形で国がおろしてきている部分はやはり地方が声を上げていく、そこが地方自治の根幹になっていくと思う。今回の東日本大震災を見ても公務員が先頭になって仕事をしており、そこを下げると面と向かって言えるのか、議員に言えるのか。机上の空論をしているから2割がいいのではないか、3割がいいのではないかとなくなってしまうのではないか。何の積算根拠も示されないのであれば議論にならない。会津若松市は、首長の報酬を最高水準にして、首長が年間働く日数と議員が年間働く日数を——これは公務と公的支援も含めて計算をして試算額を出している。そこに期末手当が入って、首長が1,000万円少して、議員の上限は770万円にしよう。現行750万円なので、これでオーケーというようなモデルをつくっている。これも1つの方法だとは思いますが、我々はどこを基本にしていくのか。首長と議員の比較も、隣の明石・芦屋の市会議員の給料との比較もない中で、政令市だけが何割減というのが大きくニュースになる。そういう中で変な世論づくりをされたら、本当に地方自治の神髄というものを失ってしまう。やはりここは第三者委員会をつくって、議員の考え方も伝えるべきであるし、市民の見方も入れていくべきであるし、そういう中で合理的な報酬あるいは歳費を決めていくべきだと思うので、一律的に何割がいいというような——有権者に公約的に言うのはいいが、何の根拠もなく、5割はどうかと、ボランティアではどうかと、そういう議論がまかり通るのは、メディアの責任もあるが、議会

もきちんと発言していかないと、本当にミスリードしてしまう。

(北山議員) 議員の報酬については、何か基準をつくって3割カット、5割カットということなら一度検討させてもらいたいと思う。議員の仕事は、決して片手間のできる仕事では絶対ない。議員報酬を一概に何割カットという話は本当に乱暴過ぎると思う。今、話があったように、5割でもゼロでもという意見はあってもいいと思うが、ゼロで議員をできる人は何人いるのか。議員職をしていく上で、一概に議員何割減らしたらいいとか、報酬は何割減らしたらいいという論法は話にもならないと思う。そこはきちんとした基準を持ってもらいたい。また、第三者委員会の判断に任せるということについても、第三者委員会がどれだけ議員の仕事を理解してくれているのかが問題であるので、そこを十分に理解した第三者が判断してくれるのであれば歓迎したいと思う。ただ、今の議員報酬・費用弁償については決して高いとは思っていない。

(安井座長) 2割・3割カットの根拠を示してほしいという意見があった。これについて、少し議論を深めていただきたい。

(かわなみ議員) 根拠というよりも、今の財政状況を見て、やはり税収入がまた減り、公務員の人件費の問題も将来的に出てくると思う。その中で議員が率先垂範しない限り総人件費の問題も変わっていかないと。この2割が妥当か妥当でないかより、まずは動くか動かないか、我々議員が先頭に立って、人件費の縮小に努めようという動きが出るか出ないかだと思う。例えば経営者が会社の業績が悪くなってきたら、自分の給料はこれだけ必要だとは絶対に言わない。まずは自分の身銭を切って、会社を存続させようとする。まずは議会人が身を削ることが必要なのではないか。

(守屋議員) 神戸なり日本は、20年間落ちまくっていると、どこかのマスコミが日本沈没論を大好きなこともあり、まずそういう現状認識が間違っていると思う。私たちが自分たちの身を切る努力をしていないというようなことを言われたが、議員年金は廃止され、費用弁償も、非常に迅速に結論を導き出して今の状態にするなど、すべきことはしっかりしている。非常に大事なのは選挙のときの公約であるが、みんなの党さんもこういう主張をされて、これだけで当選したのではないだろうが、毎日新聞から議員報酬についてのアンケートがあり、私たちは今の現状で削減する必要はないという主張をしてこの現状がある。あなた方の主張に何ら文句を言うつもりはないが、今まで私が議員になって16年ぐらいでどれだけいろんな改革をしてきたか、もう1度勉強していただきたいと思う。

(前島議員) 議会改革は、そのときの時節に合わせて努めてきたことは歴史が証明しているので、もう1度振り返っていただきたいというのは同じ意見である。議員報酬について、議会は二元代表制の一翼を担っており、企業の論理をそのままストレートに入れるのは全く相入れない論議ではないか。今回、議員報酬も議論の対象になっているが、本来は議会改革と報酬は、相入れるものではなくて、別次元の問題として考えるべきだと思う。議論の対象として検討するならば、市政の一翼を担う議員として希望が持てる、また人材を確保するためには、一定の報酬があつてしかるべきだと考える。現状で経費が多いから、あるいは市税収入が少なくなっているからカットするというような乱暴な発想に立って考えるつもりはない。報酬は将来的な人材育成・確保等も含めて、本来のあるべき姿に立って検討した上で冷静に決定していくべきではないかと思う。

(林議員) やはり2割カットなり3割カットの根拠をはっきりと説明していただきたい。その算出過程を教えていただかないと議論が深まらない。

(金沢議員) 算出根拠ははっきり言ってない。全国的な政令市の流れとか、それと市民の暮らしの実態から見れば報酬を3割カットしても、それなりの生活はしていけると、あと政務調査について

は政務調査費が使えるので3割カットしてもいいのではないか。私たちも選挙の公約として3割カットを掲げてきたので、第三者機関でしっかりと議論をしていただくと同時に会津若松市のようないろんな検証もしながら議論をしていくことは必要だと思う。

(安井座長) 共産党さんは3割の算出根拠はないと明確にされた。みんなの党さんのローカルアジェンダの3割の根拠はどうか。

(高山議員) 積み上げたものではない。ただ、今の状況はとにかく一度検討しないといけない時期に来ていると思う。

(吉田謙治議員) 我々の責務とか役割とか仕事がどうかと議論をしており、そういうことを考えた上で議員報酬も検討しようということである。先ほど来、みんなの党さんの話に3点ほど問題だと思うのは、1点目は、身分保障をされていないのなら出られない人は出なくていいと。そうなるってしまうことが民主主義にとって大いに問題ではないか。経済的な要因でそれが抵抗感としてあるところが、本当の意味で参政権なり被選挙権が保障されていることにならないのではないか。経済的に余裕のある人しか出られないことになることが問題だというのが1つ目である。2つ目は、市民から見てどうかという問題と、二元代表制の中で首長なり行政の執行機関と対抗していく上でどうかという問題である。市長以下行政の職員は常勤職公務員で年金も退職金もある。しかし、我々は議員報酬やその他の費用等についてどんどん制約されてくると、パーティーでもしてお金を集めないといけないとか、アルバイトをしなければいけないということになる。公明党の議員でも一般市の議員は、報酬が低いので奥さんもパートに行き、本人もアルバイトをしないとやっていけない議員もいる。こうなると、仕事もそこそこになってしまう。本来の議員の仕事がそうなる喜びのは首長である。名古屋や大阪で首長が議員の身分や報酬をカットしていく中で、議会の力を弱めようというのは明らかであり、今回の議会改革の1つの大きなテーマは、やはり首長とどう対抗していくのかと。その自分たちの足元であり、身分であり、権限というものを二元代表制で市民に対して責任を全うするためにどう確立していくかということなので、市民から見てどうかという問題は決して無視はしない、非常に大事な問題である。しかし、市民から見れば低ければ低い方がいいと、ボランティアでやればいいとなる。そうなる、執行機関に対する力が弱くなり——要は自分たちの生活を頑張らなければいけないことに力を傾けなければならなくなるので、結果として市民にとって不利益をもたらすことになる。執行機関と対抗する意味からも身分の保障はきちんとしておかないといけない。もう1つは、それに関連していうと、財政の状況も確かに勘案しなければいけないが、人件費カットは、最後の話であるはずである。職員の首を切るとか、人件費をカットするのは経営者としては2流、3流だと思う。いかに人員・人件費をカットせずに事業のバランスをとっていくのが経営者の手腕であり、真っ先に人件費が来るとするのは邪道だと思う。ただし、議員として率先垂範、意思を示すということは確かにあると思う。これまで神戸市会でも震災以降、大変な財政状況の中、議員報酬をカットしてきた。財政的に少し上向いてきたという段階で議員報酬を元へ戻したという経緯もある。決して財政状況が大変な中で知らん顔するというわけではない。しかし、財政の問題を人件費カットして到底解決がつかうわけでないことは言うまでもないことだと思う。我々が考えなければいけないのは、神戸市の財政構造の問題であったり、神戸市の事業を徹底的に見直していくことに全力を傾けないといけないことで、そのことによってますます当局に対して我々の影響力が落ちてしまうことになれば、一体全体何のために——我々の報酬をカットして結果としてそれが市民のためになるのであればいいが、なる保障もない。そういったことを全体的に考えて、それでも2割カットした方がいいということであればそれはそれで議論としてあると思

う。ここのところは定数を削減する方法もある。その議論もせずに単価だけ2割、3割、5割カットという話になるのか、そこをきちんと示されないから議論にならないわけで、単純に言えば単価でいくのか、頭数でいくのか、そもそも人件費のほかに方法はないのかということも議論としてあると思うので、そのあたりを考えていただければと思う。

(林議員)両党とも根拠がないということが明確になったので、いつまでもやっても姿勢論になり、ひどい場合には党利党略、選挙とも絡んでくる。これ以上議論しても、多い少ないの議論しかできない。やはり根拠をきちんと示しながら、市民にも説明していくのが議員の役割だと思う。

(あわはら議員)議会改革という中で議員報酬はどうあるべきかということについては、例えば市民理解を得るための努力は必要だと思う。議員報酬は高いという声があるのは事実だが、そのために、今まで公選職の意味をどうするのかとか、議員活動の中身が何なのかということを整理してきたと思う。私も、この2割や3割が先に出る議論はしたくない。先ほど高山議員が議員報酬を上げてきたのはどんな根拠かと、それは単に財政的にゆとりがあったから上げてきたのではないかと、それにも根拠がないと言いたかったと思うが、そもそも議員報酬の性格がはっきりしていない。その基準は非常に不明確である。議員報酬はどうあるべきかの検証はやはり必要ではないか。例えば会津若松市の方式が正しいのかどうかかわからないが、1つの検証手法ではある。ほかの自治体でも歳費のあり方の整理がされ始めている。そういうものを持ち寄って、神戸市としてどれぐらいの歳費が本当にいいのかという議論をしたらいいと思う。議員活動をどう理解してもらうかということと不離一体の関係にある。何もしてないから2割、3割カットした方がいいという市民もたくさんいるわけで、ところが議員活動はどうあるべきで、本来どういふことが必要なのかという議論がされて、それも市民理解を得て、議員報酬は幾らぐらいが妥当なのか、いわゆる議会のチェック機能という意味で言えば、市長との見合いは非常に大きいと思うので、その辺の中で説明できる作業をこの議論を高めるといふ意味でやり始めたらいいのではないかと思う。それともう1つ、神戸市の財政上の問題があるから、議員報酬を下げた方がいいのではないかという議論だが、人件費カットありきというのは非常に問題があると思う。それよりも市の抱えている財政構造、1つは大都市税財政制度の中で政令都市がたくさん税金を納めているのに余り返ってこないという仕組みも問題である。もう1つは、例えば外郭団体のあり方で3つが今問題になっているが、そういう財政運営をしてきたことに対して議会がどういうチェック機能を果たしてきたのかとか、そういうことの見合いの中での財政状況もある。そういうのをもう少し議論する中で、歳費のあり方も考えていかないといけないし、神戸市の財政がなぜこういう状態になったのかという見方もいろいろあるわけで、例えば神戸空港の問題もあるし、開発優先でやってきたのではないかと、起債主義に頼ってきたことが問題ではないかという考え方もあるし、そういう議論の中でどうあるべきかということで、人件費が高かったからとはだれも思っていないと思う。その辺も含めた議論が本来必要であって、それが議員の仕事である。その議論が議会として、議員としての仕事で、自分の歳費を削ることが大事、率先ではなくて、議員としてはそういうことをきちんと言い切って、そういう議論の中に市民を巻き込んでいくことが議員の仕事だと思う。率先垂範してまず自分の身を削ってというのではなくて、本来の議員の職務を全うすることをまずやってからの議論でないといけないと思う。

(松本のり子議員)市民から選ばれた議員が高額所得者——市民と同じような880万円以下であってもいいのではないか。市長が出す施策を議会がチェックするのに、なぜ高額所得者でなければならぬのかというのは自分が議員になって感じてきたところである。そういう意味でも、第三者機関での議論も必要ではないかと私たち共産党と新社会党さん、住民投票さんも書かれており、たち

あがれ日本さんも先ほど言われたので、第三者機関の設置も1つの考え方ではないかと思う。

(高山議員) 3割とか2割とかの根拠が示されないと議論にならないという意見もあったが、そんなことを議論しようと思って望んでいるわけではなくて、議員報酬は決して高いものではないと考える会派もあるし、いろいろであり、ベクトルは違うがこのままでいいとは思わない。これだけ経済状況が変わってきているので、それについて検討しないといけない状況であり、やはり報酬をどうすべきかということを議論すべきではないか。

(守屋議員) 共産党さんもみんなの党さんも根拠がないのに選挙でこれだけのことを言われている。第三者機関の設置と言われるが、先に3割を出して、それで有権者から票をもらっており、それは考え方がおかしいと思う。

(金沢議員) 根拠がないというのは、積み上げの根拠はないということで、市民の暮らしの実態からいえば、1,300万円、1,400万円を3割ぐらいカットしてもまだ多い方ではないか。1,000万円弱ぐらいになったとしても中小企業の部長ぐらいの報酬はあるのではないか。3割カットしてもやっていけるといところから3割カットを公約として打ち出した。あと、ほかの政令指定都市の名古屋の5割カットや大阪の2割カット、そういった他都市の状況を見てやっている。実際にみんなの党さんは今2割カットされているが、私たちも将来的には考えており、それでも議員活動はやっていけるとい根拠はある。何にもなしに選挙で3割カットと言って、後は知らないという立場はとっていないので、その辺は誤解のないようお願いしたい。

(梅田議員) 議員歳費が高いか安いかわというのは、ここで議論をしても、例えば1,300万円が高いか安いか、大企業の部長が1,000万円というのは数字のまやかしであって、我々は国民年金から全部掛けないといけない。企業の部長は、保険も全部入っており、それを積み上げたら我々よりも給料は多い。そういうことも理解した上で話をしないと、ただ目先の数字だけ言って、かみ合わない議論をしても時間のむだだと思う。

(安井座長) 時間のむだとは思わないが、この問題については、やはり市民も非常に関心を持っており、この委員会も真正面からこの問題を取り上げて議論を深めていきたいと思う。この議論は朝までしても結論は出ない。ただし、この問題に関しては正・副座長で試案を出すことはしないと思っている。この問題はやはり論議を深めて、根本的に結論を出したいと思っているので、引き続き検討するというので理解をいただきたいと思うがよいか。

(「異議なし」の声あり)

(かわなみ議員) それは検討会か何かを設置するということか。それとも、この改革検討会の中で話し合っていくということか。

(安井座長) この検討会でその問題の議論を深めるのか、あるいはある程度この検討会で結論を出してから議運の場に渡すのか、代表者会議に渡すのか、また常任委員会でするのかということを含めて議論をする。できれば、この検討会で時間をかけてでも結論を出したいと思うが、1年ぐらいかけて結論を出そうという目標になっているので、その時点でどうなっているかについては皆さんにも諮っていききたいと思う。

(かわなみ議員) 1年以内にこの検討会の中で何らかの指針というか、結論を出すのではないのか。

(安井座長) この検討会の中で結論が出ないと言うか出せないのではないかと思う。例えば、第三者委員会に付託するという意見があったが、それが本当にいいのかどうかも含めて議論を深めていく必要があり、1年でこの問題の結論を出すことを約束することはできない。

(高山議員) 第三者委員会という意見もあるが、現に神戸市特別職議員報酬等審議会条例があり、

議員報酬をいじるときはこの審議会の意見を聞くものとする」と条文に入っているのです、これとの兼ね合いがあると思うがどうか。

(安井座長) それについては、この検討会としての方向性が見えたときに、それらへの働きかけや調整もしなくてはいけないとは考えているが、まだそこまで至っていないので言及は避けたいと思う。そういうことでよいか。

(「異議なし」の声あり)

(安井座長) 費用弁償についても、先送りをさせていただきたいと思うがよいか。

(「異議なし」の声あり)

(安井座長) 報酬か歳費かについては、非常勤特別職公務員であるのか、公選職の身分保障であるのかということと関連してくる。これについては、関連要件が多いことから一定のめどがついた段階でもう1度諮りたいと思うがどうか。

(安達議員) きょうの議論を聞く中で、非常勤特別職でいいという判断をしている会派はないように思う。いわゆる公選職であるべきだと多分全部の会派が思っていると思うので、そうなれば当然歳費ということになると思う。報酬はあくまで労働対価であるので。ただ、国が、国会議員も含めて非常に理解が乏しい。やはりその辺を国なり総務省にしっかりと働きかけていかないといけないと思う。非常勤特別職である限りはやはり議員報酬という名前を使わざるを得ないのではないかと、公選職になった段階で堂々と歳費という言い方をすればいいのではないかと思う。

③議員定数について

(安井座長) 議員定数について意見をいただきたい。

(崎元議員) 議員報酬と全く同じだが、議員定数も次の選挙に間に合うようにしたらいいのではないかと。今、拙速に結論を出して直ちに5名減らすとか10名減らすというような議論をしないで、じっくりと継続して審議をしたらどうか。そのときに議員の資質の向上や議員の人材の確保、または議員の身分保障、公選職の問題等も含めて検討する第三者委員会に諮問をして、その内容に応じて議会で適切に判断していけばいいのではないかと考える。

(守屋議員) 議員定数について、まず前提として、強大な行政機構と常々対峙している現状を見ると、行政をしっかりとチェックし、市民生活を守っていくためには現在の議員数が課題であるとは認識をしていない。議員定数の削減、区ごとの定数の見直しについては、国勢調査の確定値を用いた形でルール化された方法が確立しているので、そのルールにのっとって今後とも進めるべきだと思う。

(吉田謙治議員) 一番大事なことは、市民の意見をきめ細かく吸収し、市政に反映するのが議会の務めであるので、行政改革の中で公務員の定数削減が行われているが、これと同じ発想で議員が少なければ少ない方がいいという発想には当然ならない。法定定数72名という中で、過去に3名の定数減をしているが、これからますます地方分権で市の権限にかかわることがふえてくると、同時にチェックする立場からしても仕事の量がふえていく。その中で定数をいたずらに削減してしまうと、市民の意見を吸収する、あるいは理解をいただくことが非常に難しくなってくるのではないかと。ただ、現在の定数69名でいいのかどうかは、より積極的に市民への広報・広聴をしていく中で、どうしても財源を確保しなければいけない状況になった場合は、議員報酬の問題とも絡んでくるが——政治への参画の機会を薄くする危険性があるので、非常に悩ましいところではあるが、議員定数の削減という方法もとらざるを得ない場合も出てくるのではないかと。しかし、少なくとも現時点では、これ以上減らさなければいけない事情はないと思うので、現状でいいという判断である。

(松本のり子議員)全国的に議員定数がどんどん減らされる方向が続いているが、本来議員定数は、議会制民主主義の根幹であり、住民の意思を十分に反映できるものでなければならない。少なればいいというものではないと思う。特に政令指定都市の場合、人口に対する議員定数は一般市と比べて本当に少ない。例えば西区の人口は約25万人で議員定数は11人だが、隣接の明石市の人口は29万人で議員定数が31人と、議員1人当たりの人口は、西区は2万3,000人、明石は9,400人と2.4倍になっている。民意を正確・公平に地方議会も反映しなければいけないと憲法で定められているということでは、これまで地方自治法で規定されていた72名が妥当だと考える。一度72名に戻して議員の活動内容とも関連させながら、第三者機関の意見も聞いて検討していけばいいのではないか。また各区の定数は、国勢調査に基づいてその都度変更する現在のやり方が妥当であると考ええる。

(かわなみ議員)みんなの党は、ローカルアジェンダ2011で議員定数を25%削減、69名から52名と言っている。人口当たりの議員数は、横浜は4万2,900人に1人で、神戸市は2万2,400人に1人である。他の一般市と比べて多くの事業を抱え、チェック機能が必要とはいえ、神戸市の財政を改善するために一層のスリム化が必要だと考える。

(高山議員)これまでの定数決定の仕方は、改選のせっぱ詰まったところで結論が出てくる。私は交渉会派でなかったため、その交渉過程については知るところがなかった。今期の場合は既に国勢調査の確定値が出ているので、早急に定数を検討する検討会などを設けて、その検討過程をきちんと示すことが必要だと考える。

(梅田議員)地方自治法の改正があり、議員定数の法定上限が廃止され、地方自治体の自由度が拡大された。神戸市では、既に平成18年3月にそれまでの定数72名を69名に改正したところであり、その結果、議員1人当たり人口2万2,000人程度となり、他の政令指定都市や近隣市などと比較しても、そんなに多いとは認識していない。市民の多様な意見を市政に反映するという観点から、現在の議員定数をさらに削減することには賛成できない。

(あわはら議員)定数の考え方の基本は何かというと、地方自治体は、基本的に直接民主主義が原則であると思う。ところが、直接民主主義という形態では物事が前へ進まないから、議会を構成している。ただ、市長と議会との二元代表という形に地方自治の場合はなっており、その市長についても市民からリコールできる、議会解散も市民からできる、議員の解職についてもできる。ということは、地方自治体の基本は、やはり直接民主主義を形としては担保している。そういうものを担保しながら議会が首長と対等に対抗してチェックする、干渉していくことから政策転移をしていく、調整をしていくということができるよう担保されているわけで、その議員の数を少なくしてだれが喜ぶかという、首長が喜ぶわけである。議会活動を活性化すればするほど、緊張感を増そうとすればするほど、議員定数を減らす必要はなく、むしろふやしていく方向で多様な意見を議会に反映させていくことを目指していくことが大事だと思う。先ほど財政上の問題を言われたが、その財政上の問題もいろんな考え方があり、市民とともに首長の財政出動に対してチェックをして牽制していくところに議員の活動の本分があると思う。そういうことを考えた場合に、定数については共産党さんが言われた72名も1つの基準としてはあると思う。定数削減という議論の前に、市民の多様な意見が反映できる議会を構成する場合には、定数削減には反対である。

(林議員)基本的には報酬も議員定数も削減という方向性については極めて慎重に検討すべきで、市民に対して根拠を持ってしっかりと説明できる数字を挙げていくべきだと考える。そういう点では人口割りがこれまで基本になってきたと思うが、ここでもう1度考えてほしいのは、政令都市一

—大都市の市民は本当にこれで助かっているのかと、明石は人口 29 万人で議員が 31 人、芦屋は 9 万人で 22 人いる。東灘は 20 万人いるから市会議員 40 人でもいいのではないかと言われたことがある。もちろん報酬の問題もあるが、それだけ市民の声を吸い取る代理人というか、代表者がいてもいいと思う。そこを基本的に考えないと大阪のようになってしまう。大都市にして、区をつくって、議会の定員は 20 ぐらいでいいという独裁者が出てきたら大変なことになる。だから、基礎自治体として本当にどれだけ必要なかを議論していかないと、何増何減の話でお茶を濁しているようでは市民は全然関心はない。基礎自治体としては、議員 1 人につき 1 万人ぐらいが一番いいと思っているが、その辺についてはプロではないので、政治学であったり、社会動態をきちんと分析している方々に答申して、提案をいただいて議論しないと話は全然始まらないと思う。

（北山議員）現在の定数は妥当だと思う。先ほどから議員定数、議員報酬の削減が出ており、財政が悪くなったら報酬を削減するのが第一、当たり前というような発言が出ていたが、市職員の給与を削減することについても、職員のモチベーションに大きな影響を与え、議員も、その報酬に見合うそれ以上の仕事をすればいいのであって、今の 69 名で何とかやっていけるので、このままで結構だと思う。

（高山議員）これも報酬と同じで、根拠を示すことが非常に難しいので、ここでそれが多或少ないという議論をしても活発にならないと思う。私たちとしては、今の国や地方の財政から見て歯を食いしばって頑張らないといけなときだと受けとめているので、こういう数字を出したということである。

（安井座長）定数の問題については、財政面で見ると、あるいは民主主義を支える選挙、しかもその代表である議員の数は非常に大切なことである。定数削減の根拠がないと言われると議論の余地がなくなってしまうので、他の政令市とも比べながらやっていかざるを得ない。これについても、正・副座長の試案の中には入れないでおこうと思う。しかし、議論は深めていきたいと思うので、そういうまとめをしたい。

（かわなみ議員）これも 1 年後の検討会のまとめには入れないということか。

（安井座長）入れないとは言わない。まとまるならば方向づけくらいは入れていきたいと思う。それが決定できる委員会ではないので、方向性が見出せばやっていきたいと思う。

（かわなみ議員）みずからがみずからの定員を決めることができないのであれば、第三者委員会をつくるとか、そういう考え方はできないのか。

（安井座長）みずからのことをみずから決められないほど能力のない検討会とは思っていない。このことについては結論を目指して 1 年以内ということであるのでそういう方向で行くが、決定権がない。この件は、皆さんの選挙という非常に身近な、しかも厳しい問題なので、今決めるのではなく、時間をかけて決めたいと思っているが、1 年というめどはあるので、例えばふやす方向なのか、削減する方向なのかという、おおよその結論が出ればいいと思っている。そういう努力はしたいと思う。

（吉田謙治議員）この検討会での一定の意見集約はあると思うが、ふやすとか減らすとか現状維持とか、必ず来年のしかるべきときにまとめなければいけないという認識はない。少なくとも財政の問題から、あるいは行政改革の一環で議員定数を削減することは明確に反対をしておきたいと思う。1 つは首長と議会の二代表制の中で、少なくともバランスを欠くことは議会改革の方向の逆になってしまう。総体的に首長が強いという状況の中で、議会が力を持っていかないと役に立たない議会だと、そんな議会なら要らないということになることが問題である。定数が少ないのはだめとは

単純には言えないが、定数だけ削減してそれでよしとは絶対にならない。市民の考えはどんどん多様化している。首長1人に全部任せることができないのは、多様な意見が市民の中にあり、それを反映するために議会の存在意義があるからで、それをみずから定数削減してしまったら、それだけ多様な意見は反映されない。もしも削減しないといけないのであれば、市民の意見をきめ細かく吸収できるように、例えば我々には秘書はいないが、政務調査の部分を手厚くして、いろんな意見を吸収できるようにするとか、そういう方途を別途考えないと、単純に25%カットだと言われて、結局は市民の意見が聞けない、聞けないのなら、議会は要らないということになる。議員数を削減しなければいけない事情が少なくとも現時点ではあるとは思えないが、今後、もう少し削減すべきだという意見が出てきたときには、削減する分だけ市民の多様な意見を吸収することを担保する方法を考えなければいけない。ただ、そのことを必ずこの検討会の終わりに方向性を決めてしまわなければいけないという認識はない。

(守屋議員) 議員定数について、もともと削減の道筋をつけるという認識は全くない。市民になかなか理解いただけない部分はあるが、民主主義はやはりコストがかかる。民主主義のルールの中で、これだけ厳しいチェックをされ、信任を得て全員議員は当選してきているので、その中において今の議員定数は適正だと、少ないぐらいだと——70名ぐらいでもいいと思う。兵庫区は定数5名で、人口は少ないと言っても11万人いる。5名で県会議員が2名。もしかしたら区の定数が変わり、県会議員が2名で市会議員4名になると、これで大丈夫かと感じる。やはり総定数は市民の多様な意見を反映するということと、それだけのコストをかけて民主主義を守っていくという認識を持っていただきたいと思う。

(前島議員) 私個人の意見になるかもしれないが、基本的には一定の時期がきたら、第三者委員会等に諮るのも1つの手と思う。基本は現在の議員定数の状況、議員1人当たりという意味では、神戸は旧5大市の割には比較的議員1人当たりの人口は少ないという気がする。私は72名のときに、正直6名減ぐらいを主張したが、3名減の69名になったという経緯がある。議員は多いほど市民の声を吸収するという意味ではいいかもしれないが、やはり他の市議会の現状等も踏まえながら定数を考えていくべきだと思う。定数が現状で果たしていいのかということについてはもう少し検証しながら、少なくとも現状で市民の声が十分把握できていないのかということについては、議員1人1人がより一層権能を高め、その責任を果たしていくというスタンスに立って、政務調査活動も一層充実させるための手だてを講じながら、少ない人数で、より一層能力・機能を高め、議会運営に努めていくのも1つの考えではないかと、これは私個人の意見として申し上げておきたいと思う。

(かわなみ議員) 横浜は4万人超で議員は1人、神戸は2万2,000人で1人だが、神戸の議員は横浜と比べて倍仕事をしていることはないと思うので、絶えずこれが適正かどうか、他都市も見ながら、常に議員定数はチェックするべきではないかと考える。これは言われるとおりに、来年のしかるべき時期に結論を出さなくても、必要になるのは4年に1回の選挙のときなので、長い目で見て、今の定数が適切かどうか継続して絶えず粗上に上げるべきだと考える。

(吉田謙治議員) 今、4万2,900人に1人、2万2,400人に1人ということで、それだけ仕事をしているのかという話だが、それはわからない。そういう議論は余り意味がない。そういうことではなくて、市民の立場から見たときに自分たちの代表として付託をすべき相手にアクセスしやすいかどうかだと思う。先ほど前島議員が66名を目指したという話もあったが、例えば72と69と66とどう違うのかと言え、それによって大きく市民の意見が反映される、されないということを議論するのは非常に難しいというか、余り意味がないと思う。一番大事なことは、議会人として非常に

多様な意見をできるだけ吸収して市政に反映するには、やはり議員の数は大事なポイントである。しかし、市民の意見でもっと減らせということに対しては、議員活動も理解いただかないといけない。それでも減らすべきだということであれば、我々としては議員の定数削減のかわりに、議会事務局の強化であるとか、政務調査活動の強化なり、現実に人手が要するという話になると思う。極力市民の意見を聞き、反映する方途を別途考えなければいけない。議員の数だけで単純に議論するのではなくて、いかにして市民意見を吸収するかと、これは政務調査活動とか秘書とか政務調査員という話だけではなく、いろんな方法で市民意見は吸収できると思っているので、それこそ議会の活動のあり方として、アンケート調査をするということもあるかもしれないし、市民代表との懇談の機会をふやすとか、いろんな方法があるが、そういうことに費用をかけていかなければいけない。市民の多様な意見をどうやって吸収し、反映をしていくかということが一番のポイントなので、それを外して単純に数だけの議論は少し荒っぽいのではないかと思う。

(高山議員) 自治法が規定していた上限もなくなり、自由度が増していると思う。その中で、改選を4年先に迎えるというときに、神戸市会として妥当な議員の数を来年出す必要はないが、もう既に国勢調査の確定値が出ており、条件はそろっている。今の議員定数の決め方がベストかといえば、ベストではないと思う。改革検討会で話された中で、もう少し見えるようにしていこうとか、過程をきちんと示そうとか、行政にもそれを求めているわけだから、私たちもそれを出さないといけないと思う。検討会としては、定数を幾らとは言及しないかもしれないが、それを決める過程において、従来のやり方とは違う取り組みを決めていかなければいけないのではないかと思う。

(大野議員) 兵庫区の話が出たが、69名を減らすと、兵庫区の定数が減っていく。例えば10%の支持で当選している人が当選できなくなると、その分少数意見が抹殺される。当然、定数が減れば減るほど少数意見は抹殺されていく。小選挙区制の最大の欠点はそれである。国の場合は比例代表でそれを救うという施策をとっている。我々の場合には比例代表という制度がないので、そういう意味ではある程度少数意見が出てくるのは必要だと思う。それと、市会と国会で全然違うということはない。国会は、内閣をつくっているので、施策の実行を進めていかなければいけない。議会は、ある部分で多数決をするというレベルでいいのであって、いろんな議論がどんどん出てくると、特に少数意見が公の場に出てくることはすごく必要である。はっきり言うと、少数になればなるほど自民党や民主党は得をする。そこまで乱暴なことをしていいのかというのがあり、過去の歴史から神戸市の150万人ぐらいの人口であれば72名の議員がいてもいいのではないかというのが、この日本で形づくられたものだと思っている。そんな中で、減らすということで財政云々という議論は筋違いの話だと思う。それは総コストが減ればいいわけで、あるいは総コストを維持すればいいわけで、総コストを維持するときに、どういう方法で議会としての機能が上がっていくかをまず考えないといけない。減らすということや報酬をカットするというレベルではなくて、何か違う方法も考えるべきだと思う。それと、今、選挙が終わったところであり、我々は選挙が終わってこの4年間を付託されている。4年間は今のメンバーでやっていかなければいけない。そうであれば、あと3年先に時代がどういうふうに変ってくるかわからない。どうせここで議論するのは3年半先の議論である。3年半先の議論を我々は時間をかけてここでする暇はないと思う。だから、定数に関しては棚上げでいいと思う。次の選挙の半年前に、そのときの時代の雰囲気を見た上での議論でいい。そういう意味ではこの議論をこの検討会でするのはおかしいのではないかと思う。

(松本のり子議員) 法定定数制度が99年からなくなり、そのときの地方議会議員が3,101人いたのが2000年には2,910人になり、去年は2,784人とどんどん少なくなっている。そういう少なくなっ

てきている中で、名古屋市の河村市長、鹿児島県の阿久根市長などが定数をさらに削減させていくと。市長が独裁化してしまうというのが現にある中で、市民が置き去りにされていると思う。やはり本当に民意を反映させるのためには法定定数はなくなったが、それが1つの基準であると思う。だから、まず72名に戻してから検討すべきではないかと考える。

(高山議員)別に早く結論を出せとかは全然ない。大野議員が言われることはよくわかるが、ただ、その過程において市民に情報を開示して、こういう考えに基づいてこう判断をしたということを市民に出していくべきだと思う。

(吉田謙治議員)プロセスと言われるのであれば、なぜ25%削減なのか言っていただくことが、プロセスを明らかにすることになるのではないかと。先ほどの横浜4万2,900人という話も、私が受けられる市民からの相談事はせいぜい年間300件強である。確かに何万人という人の相談事を受けられるわけではないので、それだけの仕事をしているのかといえばそんなことはない。しかし、そうやって1軒1軒回っていった中で御用聞きのように意見を聞くのが現場にいる市会議員の仕事だと思っている。どぶ板議員とよく言われるが、皆さんの意見を聞いて、あるいは調整をしてきめ細かくするから議員や議会の活動を理解いただけるのである。それを減らしたらますます理解されなくなるし、一体何をしているのかわからないということになる。人口比で考えるのも1つの見方だと思うが、それだけで25%削減を言われるのはどうか。いろんな意見がある中で、議員数を減らせば減らすほど少数意見は抹殺されていく。市民意見をいかに吸収するかを考えたときに、別途方法があるのであれば、議員を25%削減してこういうことをすると言っていたら、削減もあり得るので、もう少し説明していただかないといけない。

(前島議員)私もみんなの党さんの言われる25%削減に全然くみする気はない。また先ほど共産党さんが言われた根拠にされている法定定数について、反論させていただきたい。19政令市の法定定数に対しての現状の定数は、平均すれば0.89である。新潟市だけが1.0である。その次は、神戸と京都の0.96、北九州と静岡の0.95、埼玉の0.94、堺の0.93、横浜と大阪の0.9となっている。神戸の定数は他の政令市と比して多いのは事実である。必ず減らせと言っているわけではないが、そういう意味ではいろんな意見を踏まえて第三者委員会に諮問してはどうかと言っている。一度それも踏まえて時間をかけて議論をして、一定の方向性を次の選挙に向けて見出すべきではないかと思う。

(高山議員)議員本来の仕事は行政のチェックであり、それぞれ政党として抱える課題があると思う。吉田議員が年間300件を超えるという話は、私たちには正直言ってそんなにない。そういうことを言い出したら決してまとまらないと思う。投票率が100%ならそういう議論もしていけないといけないが、現実には選挙に行かない人が過半数で、議会は全然信任もされていない。その中で仕事が忙しいからもっと給料をくれとか人数をふやせとか幾ら言っても納税者は何をやっているのかとなると思う。だから、それは政党それぞれのスタンスがあることだと思うので、そこまでの話をここでするのはどうかと思う。

(林議員)先日、8人ぐらいのお母さん方と話をしていて、議員が多いという話を持ちかけると、芦屋市の話が出てきた。芦屋市は市民の言うことを聞いてくれ、景観条例もできた、マンション規制も進んでいる。そこから200メートルしか離れていないところにマンションが建つ。だからといって、芦屋並みに議員をふやすことはできないと思うが、そこに一般市と政令市の大きな市民の享受している福利厚生も含めて差があると思う。だから、そういうことを含めた上で、議員定数を議論していかないと、市民不在で議会と事務局だけが話し合った自己規律条例になってしまうと

思う。本当に議員を減らせと、報酬を減らせという陳情を受けられているのかを聞きたい。8人の中に1人だけいた。減らした方がいいと。それは、こんな議会要らないというような発想だろうと思うが、けったくそやから減らしてほしいと言い張っていた。それでは、議会では話にならないと説明したが、やはり、こういう根拠があるから減らすというのがなければいけない。会津若松市でもそうだが、モデルをつくった中で説明責任を果たしていかないと、多い少ないを議論してもだめである。神戸市会に連日のように議員を減らせというような、あるいは議員報酬が高過ぎるという請願が来ている状況であれば、もっと真摯に議論したらいいと思うが、どうもこの議員の間だけで変な世論を耳にして、高過ぎるのではないかというあいまいな空気感だけで減らすべきだという議論は避けた方がいいと思う。議員定数については先ほどの大野議員の考え方に賛成で、今ここで議論するのは本当に時間が惜しいと思う。

(あわはら議員) 確かにこんな議会だったらという声は、当然一定はあると思う。報酬にしても定数にしても。そういう声がありするのは事実だから見える議会をどうつくっていくのかと。二元代表制議会というのはどういう活動であるべきで、それを市民のためにどういうふうに見てもらおうかということやずっと議論してきたのである。それを言われたら、何時間むだにしてきたのかとなる。自分の議会活動を市民に対して見せていく努力を、そういう議論に市民をどう持っていくのかという前提に立って議論をしてもらわないといけない。

(吉田謙治議員) 市会議員は、一番市民に身近な生活に密着している議員なので、そういう相談が市民からしやすいという状態を考えなければいけないと思う。定数削減に何が何でも反対と言っているわけではなくて、削減をしなければいけないのであれば、かわりに何か市民意見を吸収できるような方法をあわせて考えるべきであって、単純に25%だとか、何万人に1人だとかというのは、議論が前へ進まない。ましてや、現状として信任を得られてないから定数削減だというのは——そういう趣旨で言われたのではないと理解したいと思うが——それこそあわはら議員の言われたとおりで、何のために議会の活性化とか、信任を得るためにどうするのかということをやっているの、その辺は考えていただきたいと思う。

(高山議員) 今言っていたとおりで、信任を得ていないからという話は最初からしていない。

(安井座長) 定数問題について、確かに今論議するのは早過ぎるとか、あるいはまた3年半後にやったらいいという結論でいいと思う。しかし、その間、私たちは一番大事な民主主義を支えるこの議員定数の問題については、やはり議論を深めていきたいと思う。この検討会は、何回も申し上げているが、首長と議会がどうあるべきか、そして、この議会が市民の意見をどう反映させていくのが基本にあらねばならないと思っている。そのためには、ほかの政令市との比較も必要だろうし、財政の問題からも検討が必要であろうと思う。何よりも民主主義を支える選挙というこの基盤、議員の資質、数についての議論は避けて通れない。この議論をさらに深めていくために、これは継続的に議論をしていきたいと思うので、理解をいただきたいと思う。

(「異議なし」の声あり)